揭示事項 (介護予防)特定施設入居者生活介護

運営規程の概要

フリガナ	カイゴツキユ	ウリョウロウシ	ジンホーム〇〇〇〇	サービスの	(介護予防)		
 事業所名) 介護付有料	タレホールへ	000	種類	特定施設入居者生活介護		
争未加石	月 夜 竹 竹 竹	EXT AU	事業所番号	000000000			
	7000-00	00		フリガナ	フクシ タロウ		
所在地	新潟市中央[区新光町〇〇)番地△△	管理者	福祉 太郎		
連絡先	電話番号	025-	000-0003	FAX番号	025-000-0002		
入居定員	30 名	居室形態	個室:26室、2人	.部屋:2室			
利用料	法定代	理受領分	厚生労働大臣が	定める告示上の)基準額の利用者負担分(別掲)		
<u>ተባጠተት</u>	法定代理	受領分以外	厚生労働大臣が	定める告示上の	の基準額(別掲)		
その他の 費用	おむつ代実費、利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費						

協力医療機関

協力医療機関	名称	OOOクリニック
診療科目名	科目	内科、消化器内科

従業者の勤務体制

職種	員 数				
中联 作里	常勤	非常勤			
生活相談員	1人以上				
看護職員	1人以上	1人以上			
介護職員	14人以上	1人以上			
機能訓練指導員		1人以上			
計画作成担当者	1人以上				

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない 限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業者が当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業者の責任において、当 該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意 を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとし ます。

利用料その他の費用の額

地域区分 7級地 単価 10.14 円

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割又は3割負担となります。

《特定施設入居者生活介護》

•基本部分

要介護度	単位	基本利用料	利用者負担金					
安川 護良		(1日につき)	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)				
要介護1	(538)	5,455 円	546 円	5,455 円				
要介護2	(604)	6,124 円	613 円	6,124 円				
要介護3	(674)	6,834 円	684 円	6,834 円				
要介護4	(738)	7,483 円	749 円	7,483 円				
要介護5	(807)	8,182 円	819 円	8,182 円				
外部サービス利用型	(83)	841 円	85 円	841 円				

⁽注)委託先のサービス事業者により居宅サービスが行われる場合の利用料金については別途掲載

- 加算及び減算

	単位		-	利用料		利用者負担金						
			ሳግ/በነ <i>ተ</i> ተ		(法定代理受	領分)	(法定代理受領分以外)					
個別機能訓練加算	I	(12)		121	円	13	円	121	円			
四分以及形部外外升	П	(20)		202	円	21	円	202	円			
ADL維持等加算	I	(30)		304	円	31	円	304	円			
ハレニル性では、中の一方では、	Π	(60)		608	円	61	円	608	円			
医療機関連携加算(1月につき)		(80)		811	円	82	円	811	円			
科学的介護推進体制加算(1月につ	き)	(40)		405	円	41	円	405	円			
退院・退所時連携加算(1月につき)	l	(30)		304	円	31	円	304	円			
認知症専門ケア加算	I	(3)		30	円	3	円	30	円			
心从近去门))加井	П	(4)		40	円	4	円	40	円			
	I	(22)		223	円	23	円	223	円			
サービス提供体制強化加算	Π	(18)		182	円	19	円	182	円			
	Ш	(6)		60	円	6	円	60	円			
介護職員処遇改善加算 I	上記	基本利用	利用料と各種加算減算の合計に8.2%加算されます									
介護職員処遇改善加算Ⅱ	上記	基本利用	料と名	}種加	算減算	算の合計に	6. 0%	6加算されま	す			
介護職員処遇改善加算Ⅲ	上記基本利用料と各種加算減算の合計に3.3%加算されます					す						
介護職員等特定処遇改善加算 I 上記基本利用			用料と各種加算減算の合計に1.8%加算されます									
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 上記基本利用			料と名	·種加拿	算減算	算の合計に	1. 2%	6加算されま	す			
介護職員等ベースアップ等支援 上記基本利用料と各種加算減算の合計に1.5%加算されます						す						
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 (外部サービス利用型・企業職員の員数が基準に満たない場合) 基本利用料の70%												

《介護予防特定施設入居者生活介護》

•基本部分

要介護度	単位	基本利用料	利用者負担金					
女月 護茂	平位	(1日につき)	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)				
要支援1	(182)	1,845 円	185 円	1,845 円				
要支援2	(311)	3,153 円	316 円	3,153 円				
外部サービス利用型	(56)	567 円	57 円	567 円				

⁽注)委託先のサービス事業者により介護予防サービスが行われる場合の利用料金については別途掲載

- 加算及び減算

加昇及び減昇	単位 利用料		1	利用者負担金						
加 算 · 減 算		平 1型	<u>ተባ/ተገ ተ</u> ት		(法定代理受	領分)	(法定代理受領分	}以外)		
 個別機能訓練加算	I	(12)	121	円	13	円	121	円		
四加坡形加州	П	(20)	202	円	21	円	202	円		
医療機関連携加算(1月につき)		(80)	811	円	82	円	811	円		
科学的介護推進体制加算(1月につ)き)	(40)	405	田	41	円	405	円		
退院・退所時連携加算(1月につき)		(30)	304	团	31	円	304	円		
認知症専門ケア加算	I	(3)	30	円	3	円	30	円		
心が近守ログノ加昇	П	(4)	40	円	4	円	40	円		
	I	(22)	223	円	23	円	223	円		
サービス提供体制強化加算	П	(18)	182	円	19	円	182	円		
	Ш	(6)	60	田	6	円	60	円		
介護職員処遇改善加算 I	上記	基本利用	料と各種加	算減算	算の合計に8	3. 2%	6加算されま	す		
介護職員処遇改善加算Ⅱ	善 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					す				
介護職員処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算Ⅲ 上記基本利用料と各種加算減算					3. 3%	6加算されま	す		
介護職員等特定処遇改善加算 I 上記基本利用料と				算減算	算の合計に1	. 8%	6加算されま	す		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	上記基本利用料と各種加算減算の合計に1.2%加算されます									
介護職員等ベースアップ等支援 上記基本利用料と各				算減算	 算の合計に1	. 5%	6加算されま	す		
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 (外部サービス利用型:介護職員の員数が基準に満たない場合)				基本利用料の70%						

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

・・・・別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況			実施日	令	和年	Ę	日
	1	有り	評価機関名称				
			結果の開示	1	あり	2	なし
	2	無し					